

規約変更時の緩和措置等に係る 省令通知改正(DB、DC、厚年)

対照先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

DC

その他

ポイント

今般、DB年金、確定拠出年金(DC)、および厚年基金の規約変更について、以下の内容を趣旨とする省令・通知改正が実施されました のでご案内致します。

1. (承認認可事項 から)届出事項 とする規約変更内容の拡大
2. 添付書類等の整理

意見募集の内容は年金ニュースNo.106、118をご参照

事前に厚生労働大臣宛の承認認可申請が必要(通常規約施行の2ヶ月前までに申請要)
事後に遅滞なく届出ること可

1. 新たに届出事項とする規約変更内容(主なもの)

- 年金支給回数の追加 (DC)
- 事業年度の変更 (DB・DC)
- ホ-死'リティに伴う脱退一時金相当額の移換元名称の変更 (DB)
- 実質的な内容変更を伴わない変更(条項の移動等) (DB・DC)
- 事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少 (DB・厚年)

今回の緩和措置で一連の緩和措置は一区切りとの行政回答を得ております。

【改正対象】

- DB施行規則
- 通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号
- 通知「確定給付企業年金制度について」平成14年3月29日年発第0329008号
- DC施行規則
- 通知「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」平成13年9月27日企国発第18号
- 通知「厚生年金基金の設立要件について」平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号

2. 添付書類等の整理(主なもの)

- 「労使協議の経緯」は給付に影響しない場合には省略可 (DB)
- 規約申請時の運営管理機関の勧誘方針、登記事項証明書等の添付は不要 (DC)
- 事業主の死亡及び破産手続き開始に伴う解散による事業所減少の場合、事業主、労働組合等の同意は不要 (DB・厚年)

【ご参考】届出事項一覧(規約型DB)

1. 軽微な変更(DB施行規則第7条第1項)

- 掛金に関する事項の変更(掛金以外の事項の変更による掛金変更及び加入者負担掛金の変更に関する事項を除く)
- 事業年度の変更(加入者が掛金負担しない場合に限る)【今回追加】
加入者が掛金負担をしている場合は、事業年度の変更も加入者にとって影響があるため除外しているとの行政回答です。
- 脱退一時金相当額の移換元名称の変更【今回追加】
- 特別掛金額の変更(弾力償却及び定率償却の場合の事業年度の掛金額)
- 資産管理運用契約に関する事項、業務委託契約に関する事項、事務費の負担に関する事項の変更
- 条項の移動等実質的な変更を伴わない変更【今回追加】

2. 特に軽微な変更(労働組合等の同意不要:DB施行規則第7条第2項)

- 事業主の名称・住所変更(事業主の増加又は減少を除く)
- 実施事業所の名称・住所変更(実施事業所の増加又は減少を除く)
- 資産管理運用機関等の名称・住所変更

基金型についてはDB施行規則第15条、同第18条、DCについてはDC施行規則第5条に同様の定めあり

以上